

基本設計等説明会（10月5日）後の見直しについて

オンライン申請用ソフトウェアの開発を予定している民間事業者（ベンダー）に対する基本設計等説明会（10月5日）以降の主な見直し事項は、次のとおりです。

1 XML連携方式の見直し

「XML連携方式」については、申請書XMLだけでなく、法務省から提示する仕様により添付情報ファイルも申請用総合ソフトで取り込むことが可能な方式とする方向で検討を行う。

2 登記識別情報関係様式の作成

登記識別情報関係様式の作成に関して、①登記識別情報提供様式の作成については、公開鍵の鍵ファイルを民間事業者に提供すること、及び②登記識別情報通知用特定ファイル届出様式及び取得者特定ファイルについては、暗号化処理のライブラリーをDLLファイルで提供することを検討しており、これにより、民間事業者が提供するソフトウェアで登記識別情報関係様式を作成することが可能となる。なお、当該DLLファイルの動作には、マイクロソフトの「.Net フレームワーク3.0」以上が必要となる。

3 民間事業者製ソフトのテスト

「Webサービス連携方式」のテストについては、民間事業者のテスト開始時期を前倒しして、新オンライン申請システム運用開始前（平成23年1月ころ目途）にテストをできないか検討する。なお、この「Webサービス連携方式」のテストは、各社1～2日程度、登記情報センター（千葉県船橋市）にて実施することを検討している。